

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・目的

栃木市は、将来都市像を「“自然” “歴史” “文化” が息づき “みんな” が笑顔のあったか 栃木市」と掲げ、将来都市像の実現と新市の均衡ある発展を目指しています。そのためには、都市内の各拠点の連携や、他都市との広域的な交流を促進する幹線道路の整備を図る必要があります。

また、市民生活に密着した生活道路について、市民から整備を求める声が多く寄せられておりますが、限られた財源のなか、整備が追いつかないのが現状です。

さらに、少子高齢社会の進展に伴い、高齢者をはじめ誰もが安全に安心して利用できる道路の整備が求められています。

そこで、これら道路整備のニーズに的確に対応し、道路整備を計画的かつ効率的に進めていくため平成25年1月に「栃木市道路整備基本計画」を策定しました。

今回、現計画が平成29年度までのものであることから、改めて平成30年度から5年間の計画として改定するものであり、併せて平成26年4月に合併した旧岩舟町の区域を加えた計画とするものであります。

2. 計画の位置付け

この道路整備基本計画は、栃木市総合計画に位置づけられている市道等の整備について、基本方針を定めるものです。

改定にあたっては、上位計画にあたる栃木市総合計画及び栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）との整合を図ります。

また、現在の栃木市道路整備基本計画、及び旧岩舟町の町道整備事業優先順位基準により位置付けられていた道路整備の計画を尊重し、新たな道路整備の計画を策定するものとします。

図 1-1 計画の位置付け

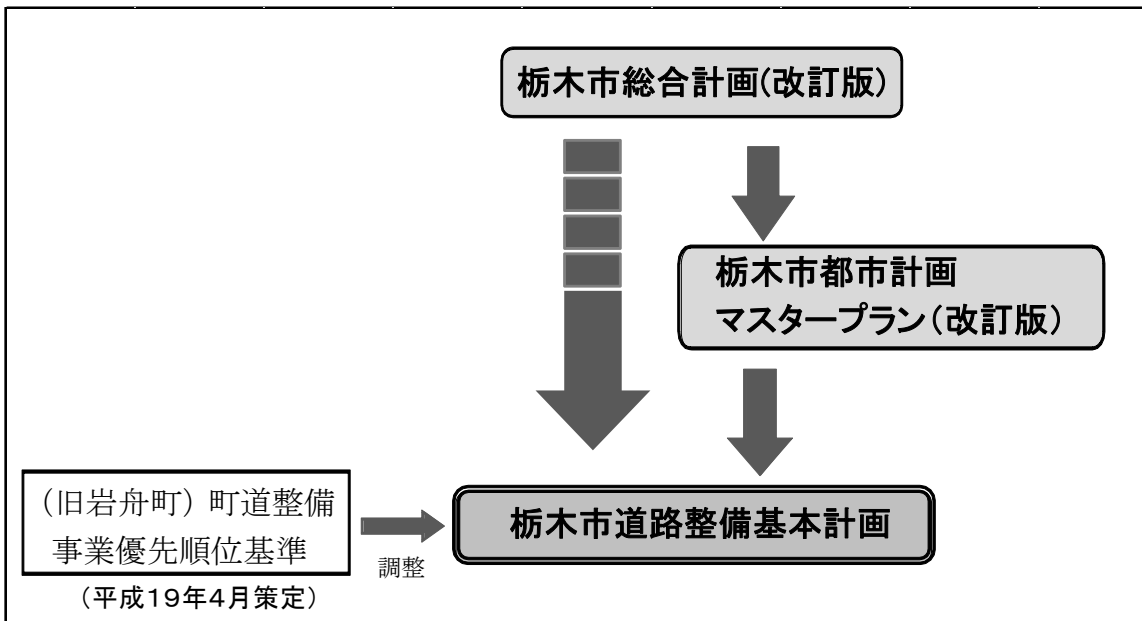


図 1-2 総合計画の施策の大綱

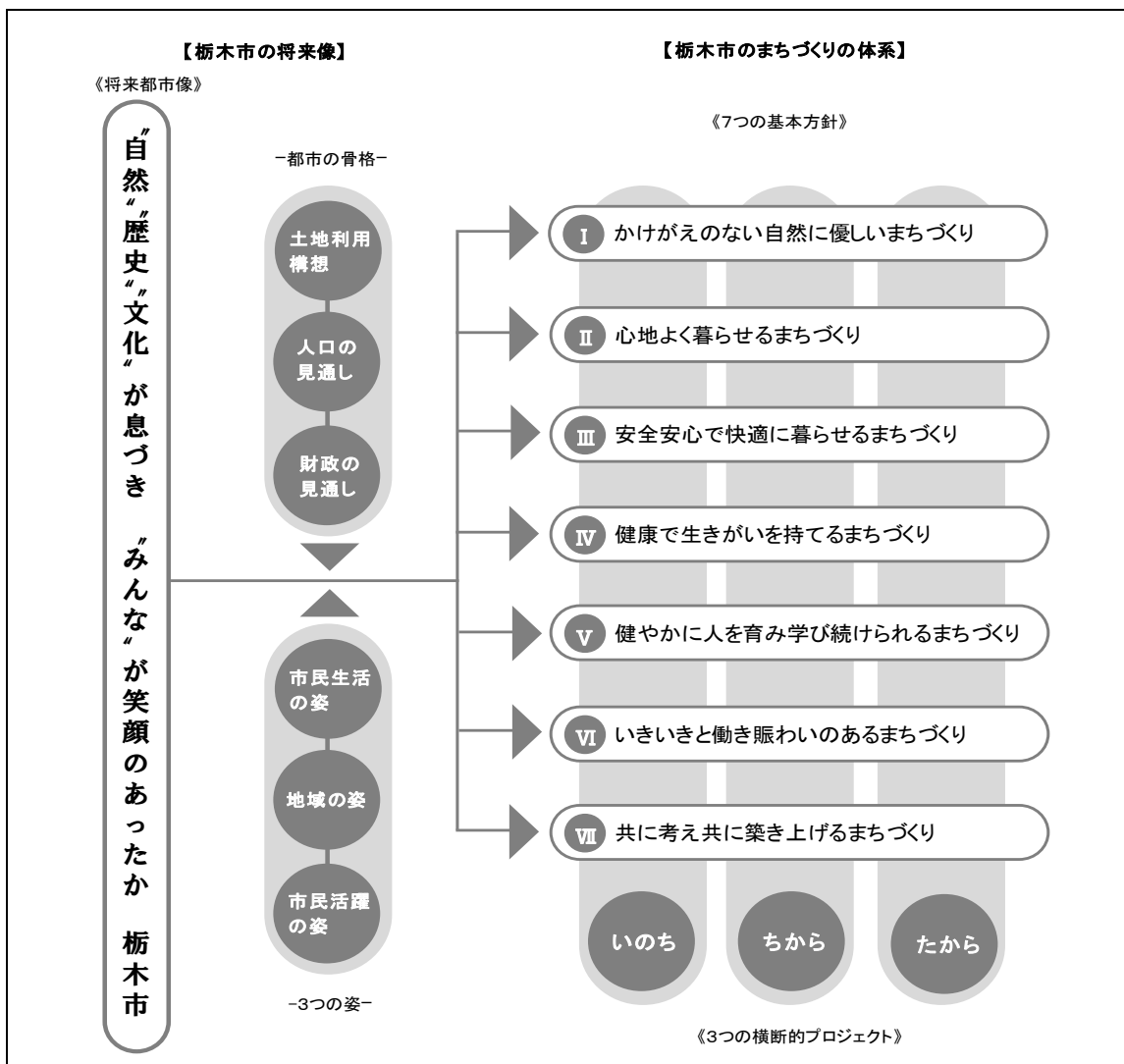
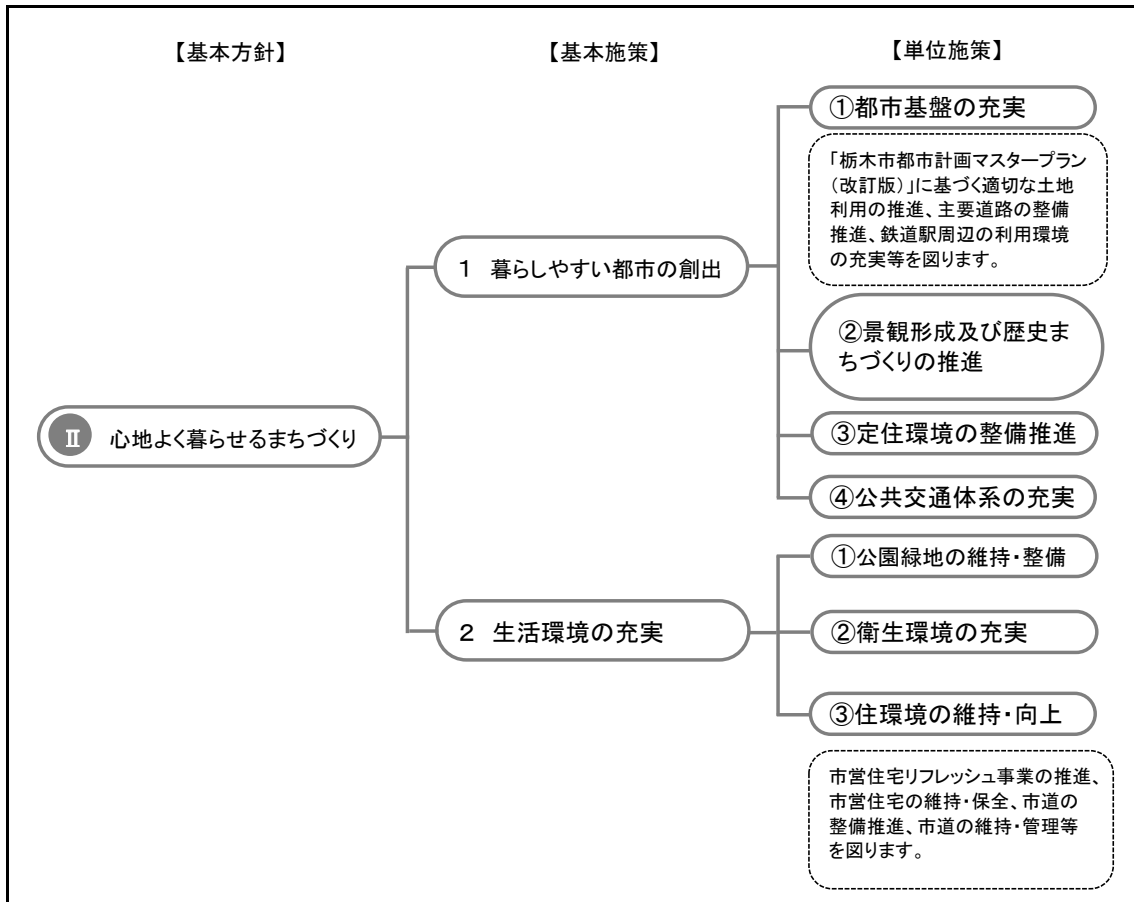


図 1-3 総合計画の施策の体系(「基本方針2」抜粋)



3. 計画対象路線

この計画の整備対象路線は、栃木市域内の市道及び市が施行する都市計画道路とします。

4. 計画の期間

この計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5カ年間とします。

5. 計画の構成

この計画は、図 1-4 のフローのとおり構成します。

図 1-4 計画の構成

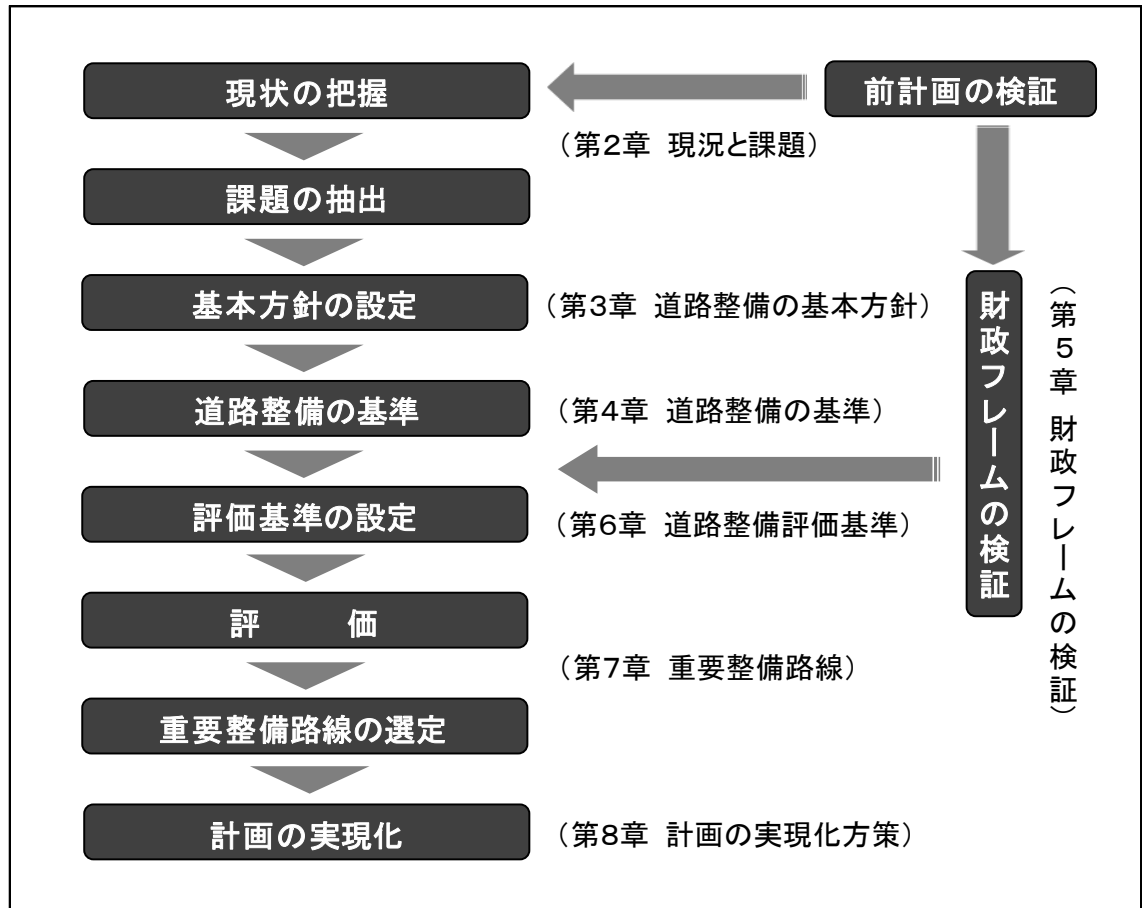
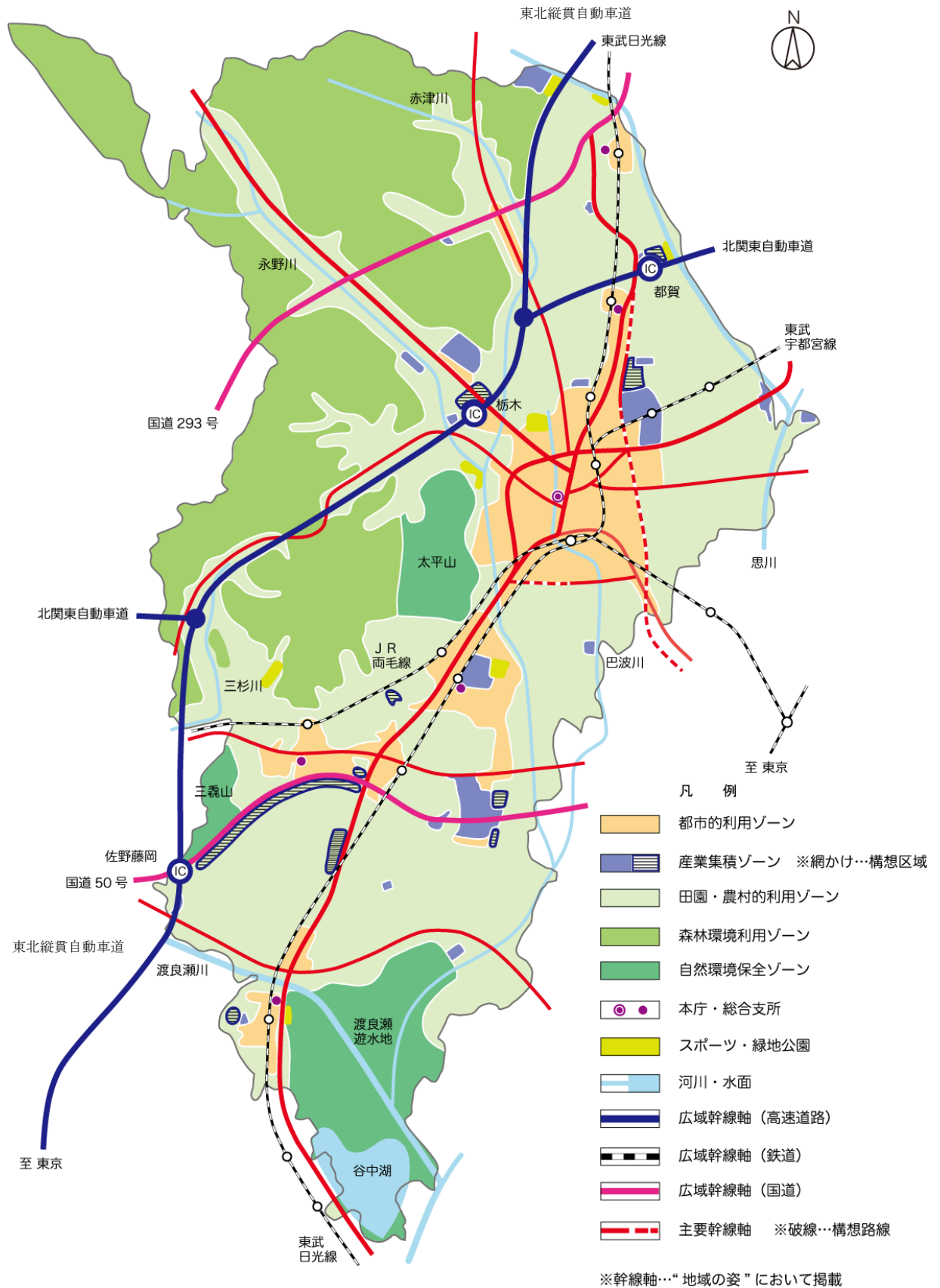


図 1-5 土地利用構想図(「栃木市総合計画基本構想」より抜粋)



6. 前計画の検証

(1) 地域の課題及び整備基本方針について

前計画策定後の平成26年度に岩舟町との合併があり、さらに広域幹線道路の開通や新病院の完成等により人や車の流れが変わるなど、各地域の現状が変化していることから、それぞれの地域の課題を検証し道路整備の基本方針を見直す必要があります。

(2) 幹線道路重要整備路線の選定及び整備スケジュールについて

前計画で掲げた重要整備路線については、計画期間内（H25～H29）に完了予定としていた5路線のうち、実際に完了したのは1路線（市道〇ー157号線）のみでありました。

同様に計画期間内に事業着手する予定であった5路線のうち、実際に着手出来たのは1路線（〔都〕今泉泉川線）であり、前計画での整備スケジュールに大きな遅れが生じております。

この要因としては、道路事業費の減少のほか、各事業に対する市民の理解と協力を得ることに時間を要し事業の進捗が遅れたことなど様々な原因が考えられます。

今回の改定により、現在の事業の進捗状況を踏まえ将来の財政フレームの見通しに合わせた事業量へ見直すことにより、改めて重要整備路線の選定とスケジュールの見直しを行う必要があります。

(3) 旧岩舟町の「町道整備事業優先順位基準」について

旧岩舟町では、平成19年度から道路改良事業及び舗装修繕事業を対象として事業実施の決定プロセスの透明化を図ることを目的に「町道整備事業優先順位基準」を策定しております。

この中で、市道整備に係る優先順位の決定については、市民から整備要望のあった路線を幹線道路と一般道路（その他の道路）毎に別の評価基準により点数化した上で、両者を一律に点数に応じた順位付けをしておりました。

今回の改定に合わせ、岩舟地域の重要整備路線については、この基本計画の中で道路整備の基本方針に基づいた評価を行い、優先順位を決定することとし、その他生活道路等の要望路線については、旧岩舟町の「町道整備事業優先順位基準」の評価結果を尊重しながら、本計画の評価基準に基づいて優先順位を決定していくこととします。